

平成29年度登山道等再整備事業
(太平山丸舞登山道及び八幡平秋田駒ヶ岳登山道) 実施要項 (最終版)

- 1 主催 秋田県生活環境部自然保護課
- 2 後援 秋田県高等学校体育連盟、秋田県山岳連盟、日本山岳会秋田支部、
秋田県自然観察指導員連絡協議会
- 3 協力 明治安田生命保険相互会社
- 4 期日 平成29年7月15日(土)
- 5 場所 太平山丸舞登山道及び八幡平秋田駒ヶ岳登山道(別紙1のとおり)
- 6 作業 登山道の刈払い
- 7 工程

【太平山丸舞登山道】: 高校山岳部、社会人山岳会、県、自然公園管理員ほか

健康増進交流センターユフォーレ(集合) 7:30 ~ 登山口 8:00 ~ 炭鉱跡 9:10 ~
不帰沢 11:30 ~ 太平山山頂 12:10 ~ 登山口 16:00 ~ ユフォーレ(解散) 16:30

- 登山道の標柱などの補修作業を行う。
- 周辺の炭鉱跡、風穴などの自然探勝を行う。

【八幡平秋田駒ヶ岳登山道】: 高校山岳部、社会人山岳会、県、国、自然公園管理員ほか

旧乳頭スキー場前駐車場(集合) 8:00 ~ 蟹場登山口 8:20 ~ 蟹場分岐点 9:30 ~
作業(適宜昼食) ~ 蟹場登山口 15:30 ~ 旧乳頭スキー場前駐車場(解散) 16:00

- 作業箇所は、鶴ノ湯分岐点から田代平山荘までの間とする。
- 蟹湯分岐点からは、4班は鶴ノ湯分岐点側へ、2班は田代平山荘側へそれぞれ分かれて作業を行う。
- 作業終了後は、班毎に蟹場登山口へ戻る。

8 作業内容

- ① 登山道の刈払いを行う。(太平山丸舞登山道については、標柱の補修作業を主とする。)
- ② 刈払作業は、安全面を考慮して、高校山岳部は熊手などを使用して刈り払った後のササ等を整理する作業と荷揚げ作業を行う。
刈払機を使用しての刈り払い作業については、県が指定する社会人山岳会が行う。
- ③ 作業は安全第一に、無理のないよう可能な範囲で行う。

9 安全対策

- ① 雨天に際しては、役員会議で開催の可否を決定し、中止とする場合は連絡網により参加者へ周知する。

【連絡網】

※連絡網については、個人情報が含まれるため、関係者のみに配付する。

- ② 県は県警本部へ登山届を提出する。
- ③ 開催の際は、役員数名が登山口に待機して非常事態に備える。
- ④ 県は参加者をとりまとめのうえ、ボランティア活動保険に加入する。なお、保険料については県が負担する。
- ⑤ 高校山岳部及び社会人山岳会は、6月30日（金）までに参加者を別紙2により県に報告する。
- ⑥ 参加者各自、熊避け鈴、熊避けスプレー、爆竹などを携行すること。
- ⑦ 山行中は、次のとおり通信機器を携行する。
県（衛星携帯電話）、高校山岳部（無線機）、社会人山岳会（無線機）
- ⑧ 無線機の交信は、431.86MHzを使用する。

10 装備等

- ① 会場への集合方法及び会場からの解散方法については、関係団体ごとに手配すること。
- ② 一般装備、食事及び飲物は参加者で準備する。
- ③ 刈払いで使用する「熊手」については、県で準備する。
また、「なた」等については、可能な範囲で各自持参する。
なお、太平山丸舞登山道の参加者については、基本的に作業道具の持参は不要とする。

実施要項細則

- 1 登山口の駐車スペースに限りがあるため、集合場所は付近の駐車場とする。
- 2 集合場所から登山口までは、車を乗り合わせて移動すること。
- 3 集合場所では、参加者の確認のため、受付手続きをすること。
- 4 作業の効率化を図り、安全性を確保するため、別紙3のとおり班編成をして行動することとする。
- 5 遭難防止のため、各山岳部と各山岳会は行動開始時と行動終了時に点呼をとること。
- 6 班ごとに、適宜、休憩及び食事をとること。